

令和8年4月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和8年4月20日開会

丸亀市農業委員会

令和8年4月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和8年4月20日(月) 午前9時30分～午前10時45分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 44人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 和泉 弘美 | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 富田 等 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 29人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 宮前 千代秋 | 17. 田中 正隆 | 26. 村山 雅美 |
| 2. 西山 孝 | 10. 山口 好則 | 18. 宮武 俊博 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 11. 須藤 誠一 | 19. 喜來 聖則 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 12. 大西 浩 | 20. 新居 勉 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 30. 三谷 孝治 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 24. 竹林 隆 | |
| 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 25. 古竹 義弘 | |

欠席委員 2人

農業委員 1人

4. 内田 久夫

農地利用最適化推進委員 1人

23. 佐藤 久男

農業委員会事務局出席者

| | | |
|-------------|----------|----------|
| 事務局長 松本 尚喜 | 主査 佐々木武志 | 主任 宮内 隆匡 |
| 事務局次長 山田 健司 | 主査 能田 昌吾 | |

その他の出席者

丸亀市中央図書館 館長 大西 良明

公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員 佐々木由美子、農地集積専門員 平林 義章

農林水産課 副課長 村山 真也、担当長 造田 忠彦、主査 西山 善行

主事 藤村 彩香

議事日程

農政に関する議題

- 1 農業振興地域整備計画の変更について
- 2 地域計画の変更について
- 3 令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答について
- 4 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 5 農地パトロール調査について
- 6 その他
令和9年度 農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」
県・市への提出意見について

報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 非農地証明願について
議案第24号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第10号 許可申請の取下願について

その他

●事務局長（松本尚喜君）

おはよう御座います。定刻がまいりましたので、只今から令和8年4月の農業委員会定例総会を開会いたします。着座にて失礼します。開会に先立ち、4月1日付けで人事異動がありましたので、紹介いたします。まず、事務局から異動になる者ですが、局長の大西が中央図書館長に異動になりました。一言ご挨拶を頂けたらと思います。

●中央図書館長（大西良明君）

皆さんおはよう御座います。この度の異動で農業委員会事務局から中央図書館に異動となりました大西です。次長時代を含め6年間、農業委員会では会長初め委員の皆様には、大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。振り返れば、ここ数年、農業委員会の業務が質、量とも大幅に増えている状況ですので、委員の皆様には様々な仕事をお願いし、非常に心苦しいところがあったんですけど、一方で農業の現状を考えますとやむを得ないことなのかなと思うところも御座います。今後、新しい事務局体制に4月からなります。松永会長を筆頭に、新しい事務局体制、委員体制、そして今日お越しの市農林水産課、農地機構さんと協力、連携して今後とも丸亀の農業の発展、振興にご尽力賜りますようお願い申し上げます。6年間お世話になりました。

●事務局長（松本尚喜君）

ありがとうございます御座いました。大西館長は公務のためここで退席させていただきます。次に、事務局に異動になった者をご紹介します。私は大西の後任の松本と申します。ボートレース事業局より参りました。農業分野は知識も経験も浅いですが、皆様のお役に立てるように頑張ってお参りますので、何卒よろしくお願ひいたします。綾歌市民総合センターで、事務局併任職員であった河田担当長がボートレース事業局に異動し、その後任として富田担当長が事務局併任職員になりました。申し訳ありませんが、富田は本日諸用の為、欠席させていただいております。おさらいしますと、本庁事務局は、私松本と次長の山田、佐々木、秋山の4名と、会計年度任用職員が小笹と堀家の2名で合計6名、飯山市民総合センターは、農業委員会併任者が香川、宮内で、綾歌市民総合センターは、富田、能田となります。新しい事務局体制となりますが、これまで同様、委員の皆様活動をしっかりサポートできるよう尽力してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。なお、議案書と一緒に送付させていただきましたが、地区別委員連絡網を令和8年4月

1日現在といたしましたので、差し替えをお願いいたします。また、本日は香川県農地機構の集積専門員にお越しいただいております。磯野集積専門員に変わって、新たに平林集積専門員が来られ、佐々木専門員との2名体制で、ともに綾歌市民総合センターに常駐でございます。お二人に一言ずつ、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

●香川県農地機構農地集積専門員（平林義章君）

おはよう御座います。今年4月1日から新たに就任しました平林と言ひます。出身は●●町です。今後ともよろしくお願ひします。

●香川県農地機構農地集積専門員（佐々木由美子君）

おはよう御座います。農地機構の佐々木です。委員の皆様方には、いつも農地中間管理事業の推進に御理解と御協力を賜り、ありがとう御座います。また、今後とも引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局長（松本尚喜君）

ありがとうございました。昨年8月より、委員の皆様には、農地の貸借のマッチング業務に関して、受け手の掘り起こしに努めていただいております。農地機構、また地域計画の主管課であります農林水産課とは、これまで以上に連携を密にして、情報の共有を図り、農地の集積集約、農地の有効活用の促進に努めてまいりたいと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。お二人は、業務のためここで退席となります。ご多忙のところありがとうございました。あと、農林水産課においても異動がありましたので、ご紹介させていただきます。農林水産課小林副課長が生活環境課副課長に異動となりました。その後任として、産業観光課 村山担当長が農林水産課副課長に異動しておりますので、また農政担当の村井の後任として、藤村主事が新規採用で参っております。引き続きよろしくお願ひいたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願ひします。総会の次第、地域計画の変更について、こちらは農政に関する議題2の資料です。事前にお送りしています議案等書類もお出しください。推進委員の皆様、総会出席は、最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードでお願ひします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

おはよう御座います。4月になりまして、局長も変わりまして、事務局体制も一新いたしました。また、農林水産課でもお世話になっている方も替わられまして、これからもよろしくお願いいたします。農業委員の皆さん、推進委員の皆さんには、年度替わりでも御座いますし、我々の任期も7月までということで、最後の踏ん張りどころだと思います。よろしくお願いいたします。新たな委員さんの推薦もお願いしていますが、まだお決まりでない所は、御提案方よろしくお願いいたします。今日も案件が御座います。スムーズな進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、16番 松下委員と1番 大西委員にお願いいたします。それでは、農政に関する議題にはいりたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（松本尚喜君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、議題2 地域計画の変更について、議題3 令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答について、議題4 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、議題5 農地パトロールについて、議題6 その他といたしまして、令和9年度 農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見 県・市への提出意見についてで御座います。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君）

こんにちは、農林水産課 西山と申します。本日、貴重なお時間を頂きまして、丸亀市農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更をご報告差し上げます。早速ですが、資料をお手元にご用意下さい。農業振興地域整備計画の変更について、①変更等理由書という資料と②位置図を元に説明させていただきます。

【番号 04-1~17、入 4-1~2 の各案件説明】

以上、除外17件、20,399㎡、編入2件、364㎡の申出でございます。変更区分、地域別の内訳は、4ページに記載させていただいております。以上、よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、議題 1 農業振興地域整備計画の変更につきましては異議のないものいたします。西山さん、ありがとう御座いました。

●農林水産課（西山善行君）

ありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議題 2 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

農林水産課の造田です。座って説明させていただきます。お手元の地域計画変更等理由書（総括表）、位置図、地域計画変更（案）の 3 部で説明させていただきます。最初に、地域計画変更等理由書（総括表）とそれに関連する位置図を見比べて頂きながら説明させて頂きたいと思います。こちらについては、農地転用の申請前の地域計画区域内から除外する手続きが必要になるんですが、4 月 10 日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、御報告とともに反対意見が無ければ地域計画変更手続きを進めさせて頂きたいので、よろしく願いいたします。尚、いまから説明させて頂く農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、地域計画変更等理由書（総括表）とそれに関連する位置図を御覧下さい。

【番号 1～20 の各案件説明】

今後のスケジュールですが、こちらで反対意見がなければ、香川県農地機構にも御意見を伺います。そこでも反対意見がなく、意見書が揃ったところで、地域計画変更案の公告縦覧を 2 週間行います。そちらでも意見がなければ、5 月 20 日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、6 月 5 日締め農地転用の申請手続きを行ってもらうこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2 か月後の 6 月 19 日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上となります。何か御質問はありますか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものとしたします。造田さん、ありがとう御座いました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議題3 令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答については、昨年6月に委員の皆様にご意見や要望を提出いただき、新年度の予算や政策に反映いただけるよう昨年10月20日に、市長、市議会議長へ提出いたしました。本日はその意見書への回答について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課副課長（村山真也君）

失礼します。丸亀市農林水産課の村山です、よろしく申し上げます。それでは、令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する御意見に対しまして、回答させていただきます。着座にて失礼します。御手元の回答書を御覧下さい。1 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について、(1)農地利用の最適化、また地域計画の実現に向けて、農地機構、市、農業委員会等関係機関が協力し、受け皿となる担い手の情報収集並びに情報提供により一層努めていただき、一つでも多く成果が上げられるよう調整されたいという御意見に対しましては、関係機関が連携し、地域の中核を担う農業者だけでなく、兼業農家等の多様な担い手や新たな集落営農組織等、農地の受け皿となる担い手について、情報共有を図り、一つでも多くの成果が上げられるように調整してまいります。2 遊休農地等の発生防止・解消について、(1)農業者が農作業を指導する体験型農園を増やすことで、耕作放棄地の再生だけではなく、将来の担い手の育成・確保が期待できることから、JAをはじめ地元の農家さんにも協力を仰ぎながら、体験型農園の拡充等を図られたいという御意見に対しましては、現在、市民農園のほか、JAが運営する讚さんファームにおいて、栽培講習会や直接指導を行っておりますが、遊休農地の解消と市民の農業理解促進の観点から、今後はJAや地元農家と連携し

た体験型農業についても拡充の可能性を検討してまいります。(2)JA や農機具センターなどと協力し、ハンマーナイフやフレイルモアなど専用の機具の貸出やその費用に対する助成制度の創設等について検討をお願いしたいという御意見に対しましては、JA や農機具センター等の関係機関と連携した当該機具の貸出体制の整備やその利用に係る費用への助成制度の創設等については、他自治体の事例や費用対効果、運用方法等を含め、今後の遊休農地対策の一つの方策として調査、研究を進めてまいります。2 ページ目を御覧下さい。3 農業への新規参入等の促進について、(1)地域外からの担い手確保にも目を向けながら、農業分野における関係人口の拡大をはじめ、移住者や農業法人、企業の参入を促すアプローチや施策について、今後、調査・研究等を進められたいという御意見に対しましては、地域外の担い手に関する情報収集に努めるとともに、国や県の動向や、他自治体の事例、地域の実情等を踏まえ、関係機関と連携し、多様な担い手の確保に向けたアプローチや施策について、今後、調査、研究を進めてまいります。(2)農業が魅力的な職業にあることや本市の強みを積極的に発信していくことが必要であること、また、就職相談会や移住相談会の場を活用し、実際に農業に携わる方たちから農業のやりがいや働き方、生計の立て方などを直接伝える機会等の創出を検討していただきたいという御意見に対しましては、若い世代に農業が魅力的な職業として捉えてもらうため、本市が農業に適した地域であることや、全国に誇れる農産物などの強みについて各種媒体を通じて積極的に情報発信してまいります。併せて、就職相談会等の場も活用し、認定農業者等の協力を得ながら、農業のやりがいや働き方を直接伝える機会の創出について検討してまいります。4 その他 (1)市やJA が開催する農業関連イベント等において、農業全般に関する相談窓口を設ける等、市民の農業に対する関心や知識の向上に努め、地域農業の振興につながるよう対策を図られたいという御意見に対しましては、農業関連イベントや丸亀農産物マルシェや桃喰うまつり等のイベントでの共同開催に向け、農業委員会事務局と協議して検討してまいります。続いて 3 ページ目、(2)生産者、消費者にとって適正な農産物の価格形成や生産者へのきめ細やかな支援など、若い担い手が将来に希望をもてる抜本的な改善策を早急に検討していただけるよう国、県に要請されたいという御意見に対しましては、令和 8 年 4 月に農産物や食品の取引において、生産コストの上昇分を販売価格に適切に反映させる新しい仕組みである食料システム法が全面施行されたところであります。この法律により、食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されました。今後、国や県の新たな施策の動向を注視しつつ、若い担い手が将来に希望を持てる抜本的な改善策を国、県に要請してまいります。以上です。よろしくお願いたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりましたが、この件につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年の10月に市長、市議会議長へ要望したもので御座います。一部については県の方に要望したのも御座いますけど、別途回答が御座います。特にこの件につきまして何か御質問等ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答については異議のないものとし、今後とも農地利用の最適化の推進に御指導、御助言をお願いしたいと思います。村山さんありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

それでは続きまして、議題4 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい、失礼します。農業委員会事務局 山田と申します。今年度も引続きよろしく申し上げます。それでは事前に送付しています資料で、令和8年度最適化活動の目標の設定等についての資料を御手元にご用意ください。農業委員会では、法律の規定により、年度ごとに設定した最適化活動の目標と、活動した実績の評価をホームページ等で公表しなければならないとなっております。まず、令和8年度の目標設定を、4月末までに作成し公表しなければなりませんので、只今から概要について説明させて頂き、御審議をお願いします。なお7年度の実績の点検評価につきましては、5月の定例総会の議案とさせて頂きます。それでは資料の1ページ目、Ⅰ農業委員会の状況、1 農業委員会の現在の体制、2 農家、農地等の概要につきましては、令和8年4月1日現在の状況を記載しておりますので、ご確認ください。一枚めくっていただいて、Ⅱ最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積について、①現状及び課題ですが、現状として、令和7年度末で、これまでの集積面積が817haで集積率が31.9%でした。ちなみに令和6年度末の集積面積が819.9haでしたので、若干、減少しております。②目標については、香川県の集積目標として、令和12年までに集積率67%を達成するとしております。8年度については、新規集積面積を例年通りの100haとしています。目標を達成すれば集積率が35.8%になるということです。県の目標値が高いので、市としても高い目標を掲げざるを得ないところがあります。次に(2)遊休農地の解消について、①現状及び課題ですが、令和7年度パトロール調査を実施した結果、1号

遊休農地が表のとおりとなっております。全体で約 24.1ha と記載していますが、四捨五入の関係で、24.2ha となります。また、内訳のほうは、緑区分が 13.7ha から 13.8ha になり、黄区分は 10.4ha で変更はありません。申し訳ありませんが、全体を 24.2ha、緑区分を 13.8ha に修正をお願いいたします。この結果につきましては、6 年度末の実績が 20.2ha でしたので、数値の上では 4ha 増加したことになりました。これは、全国的にも深刻化している農業者の高齢化と後継者不足が大きな要因であるところと、近年の猛暑の影響で雑草繁茂による農地の遊休化が進んでいると考えております。次、②目標、ア、a 緑区分の遊休農地の解消につきましては、下側の緑区分の遊休農地の解消目標面積を 3ha としておりますが、これは、令和 3 年度の農地パトロールで遊休農地面積が 15ha でした。規定により、5 分の 1 の面積を目標面積とするとありますので、3ha としています。B 黄区分の遊休農地の解消については、令和 3 年度の調査で、黄色の遊休農地が 6ha ありましたが、荒廃が進んだ黄色農地の再生につきましては、具体的な目標を定めておりません。イ新規発生遊休農地の解消について、これは、前年度である令和 7 年度に新規発生した緑区分の遊休農地の面積です。7ha となっておりますが 6.6ha に減りましたので、申し訳ありませんが、6.6ha に修正をお願いいたします。これに関しては、荒廃が進まないうちに令和 8 年度中に、できる限り解消するということとなります。この 6.6ha という数値は、先程の①現状及び課題のところの表にあります、緑区分の遊休農地面積 13.8ha のうち、令和 7 年度に新規発生した遊休農地が 6.6ha であったということです。次のページをお願いします。(3) 新規参入の促進については、表に記載しているとおりです。続いて、2 最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数についてですが、令和 7 年度と同様に、8 年度についても一人当たり月 8 日となります。(2) 活動強化月間の目標はご覧のとおりです。5 月、6 月に利用状況調査（農地パトロール調査）と、11 月に利用意向調査を実施する予定です。(3) 新規参入相談会の参加目標については、これまでに参加実績がありません。こういった部類の相談会自体の開催が乏しいのではないかと思います。機会があれば参加するというので、1 回の参加予定で計画しています。以上、説明となります。御審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。この件につきまして何か御質問等ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、異議のないものといたします。次きまして、議題 5 農地パトロール

調査について、説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい、農地パトロール調査についてですが、例年ですと6月下旬から8月にかけて毎年、実施しておりますが、今年度については、7月に農業委員・推進委員さんの改選がある関係で、本日から6月30日までとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。令和6年度から、本格的にタブレット端末を使って、担当地域内の調査を行っていただいておりますので、皆さん、操作の扱いには、大分慣れてきているかと思いますが、約1年が経ちますので、本日、お配りしております現地確認アプリの操作方法についてを参照しながら、操作方法等について、要点を少し説明させていただきます。まず、3ページから7ページにかけて、電源の入れ方や切り方、ログイン方法について記載しています。7ページの吹き出しにも記載していますが、4桁の数字を入力してログインしてください。調査する農地については、8ページから9ページに手順を書いておりますので、それに従って操作を進めてください。調査対象となっている農地については、赤いピンが表示されますので、その場所の調査と結果を入力してください。結果を入力するとピンが緑色に変わります。色は変わりますが、判定区分は切り替わりませんので、特に気にしないでください。ここまでが基本的な流れになります。次の11ページに調査する際のポイントを記載しています。①日頃のパトロールで把握している遊休農地や、実際に現地を見て管理できていないと判断した農地に対して、不耕作緑、不耕作黄、再生困難を入力、②上記以外の耕作中の農地については、一括選択の機能を使い、耕作中と入力といったように調査件数も多く、暑い時期でもありますので、極力、効率よくやっていただければと思います。12ページから18ページには調査結果の入力方法を記載しています。16、17、18ページに一括して入力する方法を記載しています。3つありますが、16ページの入力方法が一番やりやすいかと思います。調査する農地は、耕作中や不耕作緑の農地が多いかと思えますので、そこを複数選択して一括更新する機能が便利ですので、ぜひお使いください。最後の19ページには、農地の判定区分を掲載しておりますので参考にしてください。20ページに調査地区の班割表を記載しています。調査前に、一度、班ごとに調整等を行っていただいてもよろしいかと思えます。その他、注意していただきたい点を、22ページのその他特記事項に記載しております。2活動の見える化ですが、パトロール中は、名札や帽子・腕章の着用をお願いします。3活動記録セットへの記帳ですが、農地パトロールは、付加報酬の支給対象となりますので忘れずに記帳し、提出してください。4安全な調査の実施ということで、今回は、例年より早い時期での調査になりますが、気温の高い日や梅雨の時期とも重なりますので、体調には十分に気を付けていただき、作業に

当たっていただければと存じます。調査終了後、タブレット端末については、委員さんのほうで各自お持ちいただいて、今後、農地の見回りや貸借相談など必要に応じて活用していただければと思っております。ただし、持つておくのに支障等がある方は、事務局のほうまでお返しいただいて結構かと思えます。その他、タブレットの取り扱いなど不明な点があれば、事務局または綾歌、飯山の各センターにお問い合わせください。あと、島しょ部の農地パトロール調査については、例年ですと5月中旬を予定しておりますが、今回は、陸地部の調査がある程度終了してから、スケジュールを組ませていただこうとおもいますので、また、どなたかにお願いするようになるかと思えますので、その際にご協力お願いいたします。以上、よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。特にこの件につきまして何か御質問等ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですが、任期の関係で実施時期が早めになっております。田植えの時期と重なりますが、調整をしながらお願いします。タブレットの使用方法について分からなければ、随時、事務局にご相談頂ければと思えます。続いて、議題6 その他として、令和9年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見、県、市への提出意見についてを事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、事前にお送りしている資料で、令和9年度農地等の利用の最適化推進に関する改善意見についてをご覧ください。お手数をおかけしますが、昨年度同様、ご意見等をご記入いただき、ご提出をお願いいたします。提出は、本庁事務局か綾歌、飯山市民総合センターへ、5月29日金曜日までにご提出いただくか、来月5月20日の定例総会の時に提出いただいても大丈夫かと思えます。依頼文書にも記載しておりますが、いただいたご意見等は、事務局で集約、整理し、6月定例総会で御審議いただき、承認いただけましたら香川県農業会議に提出する予定としております。市に対する意見提出につきましては、9月か10月の総会で審議、決定し、市長と市議会へ提出する予定です。なお、頂いたご意見すべてを提出意見に取り上げることはできませんのでご了承ください。また、これまでもそうですが、提出した意見がすべて改善に結びつくというわけではありませんが、関係行政機関の来年度の予算に反映するよう、提案してまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。特にこの件につきまして何か御質問、御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

意見も無いようですので、異議の無いものといたします。それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

●事務局長（松本尚喜君）

はい。報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。次第の裏面を御覧ください。飯山市民総合センター開催分は 3 月 27 日金曜日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は 4 月 6 日月曜日 大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は 4 月 10 日金曜日 牛田委員で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は 4 月 27 日月曜日 竹田委員で、市役所本庁開催分は 5 月 7 日木曜日 田中委員で、綾歌市民総合センター開催分は 5 月 11 日月曜日 小松委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告に対して何か御質問、御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

事務局、その他報告事項はありますか。

●事務局長（松本尚喜君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。次に土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（松本尚喜君）

土地に関する議題といたしまして、議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 23 号 非農地証明願について、議案第 24 号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 10 号 許可申請の取下願について、以上、御審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。それでは、議案の 1 ページを御覧ください。位置図と一緒に御確認をよろしくお願いします。議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 8 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 72.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、収用に伴う代替地の取得を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番 三条町・・・合計面積 78.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

3 番 垂水町・・・合計面積 203.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費用の玉ねぎを作付けする計画が提出されています。主な従事者は、本人と妻で、年間 180 日の従事日数を見込んでいます。トラクターや耕運機等の農機具は近くの親族からお借りする予定です。農地までは徒歩

1分、距離にして50mで通作に関しても問題ないと考えます。

4番 綾歌町岡田上・・・合計面積1,240.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。なお、譲受人の住所は、●●県になりますが、現在、定期的に実家に帰省し、水稻や果樹を中心に栽培を行っております。2ページをお開きください。

5番 綾歌町富熊・・・合計面積4,169.63㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

6番 飯山町西坂元・・・合計面積1,210.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

7番 飯山町川原・・・合計面積1,219.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。3ページをお開きください。

8番 飯山町東坂元・・・合計面積424.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費用のじゃがいもや玉ねぎ、トマト、なすび、大根など季節の野菜を作付けする計画が提出されています。主な従事者は、本人と妻で、年間150日の従事日数を見込んでおり、協力者で、近くに住む義父が所有するトラクター等を借り受けて耕作をする予定です。住所が●●市になりますが、申請地の西側に新たに住居を建築する予定で、この後の議案22号で5条申請が出されており、通作に関しても問題ないと考えます。

以上 8 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。なお、新規就農を目的に農地を取得する案件につきましては、地区の委員さんに申請概要をお伝し、必要に応じて現地調査を行っていただくなど問題ないことを確認しております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようでしたら、採決いたします。議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 8 番の各案件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議も無いようですので、議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 8 件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。それでは、4 ページをお開きください。議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてで御座います。案件は 1 件です。

1 番 飯山町川原・・・合計面積 542.79 m²（内併せ利用地 454.79 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、平成 8 年頃に宅地拡張し、車庫を建築し、宅地として利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用

の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請1件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

5ページをお開きください。議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてで御座います。案件は6件です。

1番 津森町・・・合計面積 329.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、申請地に住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。6ページをお開

きください。

2番 飯野町西分・・・合計面積 7,907.45 m² (内併せ利用地 67.45 m²)【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。7ページをお開きください。

3番 垂水町・・・合計面積 383.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、コインランドリー平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番 西本町一丁目・・・合計面積 136.04 m² (内併せ利用地 103.04 m²)【議案読み上げ】

この申請地は、平成29年に母から贈与で取得しましたが、その当時からすでに宅地として使用されていましたが、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、贈与による所有権移転を行い、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番 土器町西一丁目・・・合計面積 290.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番 飯山町東坂元・・・合計面積 499.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅2階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上6件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から6番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申6件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。続きまして、議案第23号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは8ページをお開きください。議案第23号 非農地証明願についてで御座います。案件は1件です。

1番 飯山町西坂元・・・合計面積 222.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証

明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 23 号 非農地証明願について原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第 24 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。9 ページをお開きください。議案第 24 号 許可後の事業計画変更申請についてで御座います。案件は 1 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 3,093.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 23 年 3 月 25 日、分譲住宅 2 階建て建て 11 棟の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、工期をさらに 2 年延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようでありますので、議案第 24 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第の規定による届出について、報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 10 号 許可申請の取下願について、一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、10 ページをお開きください。報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について御座います。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 5 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 541.30 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 3 月 26 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

2 番 柞原町・・・合計面積 4,583.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 5 月 6 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。11 ページをお開きください。

3 番 川西町北・・・合計面積 1,359.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 22 年 11 月 20 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

4 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 13,357.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 6 月 29 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。12 ページをお開きください。

5 番 飯山町東坂元・・・合計面積 2,527.91 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 1 月 29 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

13 ページをお開きください。次に報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について御座います。報告 1 件です。

1 番 垂水町・・・合計面積 2,138.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、賃借人への譲渡のため、賃借人主導に

より離作補償なく合意解約するものです。

14 ページをお開きください。報告第 10 号 許可申請の取下願についてで御座います。報告は 1 件です。

1 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 2,533.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に分譲住宅 2 階建 10 棟の建築整備を行う計画で、令和 7 年 10 月の第 54 号議案で農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の中止により、許可申請の取下願があったものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、報告事項は終わります。以上で 4 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 45 分終了）